

被処分者の氏名又は法人名称	足原 英二
登録番号又は法人番号	01100521
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所所在地	千葉県流山市南流山8丁目6番地の1 南流山貳番街2-109
処分年月日	令和5年7月19日
処分内容（種類）	令和5年7月28日から同年8月10日までの業務の停止
上記処分をした理由	<p>あなたは、受任した行政書士の業務に使用する目的以外の目的（登記申請書を作成する目的又は相続関係書類を収集する目的）で、行政書士の職務上請求書を使用し、戸籍謄本等及び住民票の写し等の交付請求を9件行った。</p> <p>このことは、行政書士の信用又は品位を害する行為であり、行政書士法第10条に違反し、同様に千葉県行政書士会会則第19条に違反することから、同法第13条に違反する。</p> <p>よって、同法第14条の「この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき」に該当する。</p>
上記処分の根拠となる法令	行政書士法第14条第2号